

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



## 【表紙】

【提出書類】(2)

変更報告書 No.17

【根拠条文】

法第27条の25 第1項

【提出先】

関東財務局長



【氏名又は名称】(3)

弁護士 平川

【住所又は本店所在地】(3)

東京都港区六本木一丁目8-1 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【報告義務発生日】(4)

平成17年7月14日

【提出日】

平成17年7月19日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1名

【提出形態】(5)

その他

## 第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社モスインスティテュート
会社コード	2316
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ヘラクレス
本店所在地	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-8-1

## 第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンフィールド・ファイナンシャル・インク (Stanfield Financial Inc.)
住所又は本店所在地	英領ヴァージン諸島、トートーラ、ロード・タウン、ウィッカムズ・ケイ I、 ヴァンタープール・プラザ2階
旧氏名又は名称	(Vanterpool Plaza, 2 <sup>nd</sup> Floor, Wickhams Cay I, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2002年8月19日
代表者氏名	アヴィ・ヴィッジャー (Avi Vidger)
代表者役職	署名権者 (Authorized Signatory)
事業内容	投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 青柳 良則
電話番号	03-6888-1109

(2) 【保有目的】(9)

キャピタルゲイン目的の純投資
----------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	357,625		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	887,036	N
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	887,036	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	529,411	

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年7月14日現在)	S	4,895,071株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		16.35%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		17.27%

## (4) 【当該株券等の発行者が発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年5月16日	普通株式	15,000	売却	
平成17年6月13日	普通株式	64,472	取得	
平成17年7月4日	普通株式(新株予約権の行使)	294,117	取得	新株予約権の行使
平成17年7月4日	普通株式	98,588	売却	
平成17年7月5日	普通株式	17,864	売却	
平成17年7月6日	普通株式	70,734	売却	
平成17年7月7日	普通株式	70,000	売却	
平成17年7月8日	普通株式(新株予約権の行使)	147,058	取得	新株予約権の行使
平成17年7月8日	普通株式	72,870	売却	
平成17年7月11日	普通株式	69,639	売却	
平成17年7月12日	普通株式	32,868	売却	
平成17年7月13日	普通株式	42,516	売却	
平成17年7月14日	普通株式(新株予約権の行使)	352,941	取得	新株予約権の行使
平成17年7月14日	普通株式	50,000	売却	

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	603,185
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	603,185

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Stanfield Financial Inc. (the "Company"), a corporation organized and existing under the laws of the British Virgin Islands and having its principal office located at Vanterpool Plaza, 2<sup>nd</sup> Floor, Wickhams Cay I, Road Town, Tortola, British Virgin Islands does hereby constitute, designate and appoint Osamu Hirakawa (a member of Daini Tokyo Bar Association) and Yoshinori Aoyagi (a member of Daini Tokyo Bar Association), as its lawful attorney and attorney-in-fact, for it, and in its name, place and stead, to do the following:

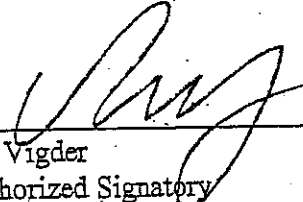
1. To prepare, execute, file and prosecute, and generally to represent the Company in connection with the Large Holding Report, Change Report Relating to Large Holding Report and other relevant required reports and documents ("Reports") to be filed with the Director of Kanto Local Finance Bureau of Japan under the Securities and Exchange Law (Law No.25 of 1948, as amended),
2. To prepare, execute and file any amendments to the said Reports.
3. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted.
4. To appoint one or more sub-attorneys to act on its behalf with respect to all of the powers granted hereinabove.

The Company hereby ratifies and confirms all that its said attorney shall lawfully do by virtue of this Power of Attorney and agrees that this Power of Attorney is governed by the laws of Japan.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by Avi Vigder, Authorized Signatory for Stanfield Financial Inc. on this 18th day of April, 2005.

STANFIELD FINANCIAL INC.

By

  
Avi Vigder  
Authorized Signatory

(訳文)

## 委 任 状

本委任状により下記事項を証する。

英領バージン諸島の法律に基づき設立され、現存し、英領バージン諸島、トートーラ、ロードタウン、ウィッカムズ・ケイ I、ヴァンタープール・プラザ2階にその主たる事務所を有する法人スタンフィールド・ファイナンシャル・インク（以下「当社」という。）は、本書面により、平川修（第二東京弁護士会所属）および青柳良則（第二東京弁護士会所属）を代理人として、選任、指名、委任し、当社のために、当社の名において、当社に代って下記の事項をなさしめるものとする。

1. 証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号その後の改正を含む。）に基づき日本国関東財務局長に対し提出すべき大量保有報告書、変更報告書ならびにその他関連して必要な報告書および書面を作成し、署名し、提出し、遂行し、それに関する一切の行為につき会社を代理すること。
2. 上記報告書の訂正報告書を作成し、署名し、提出すること。
3. 本委任状により授与された上記の権利の遂行に必要とされる、または付随するその他一切の行為を遂行すること。
4. 上記において授与されたすべての権限に関連して、代理人に代って行為する 1 名または 2 名以上の復代理人を選任すること。

当社は、上記代理人が本委任状により法律上行う一切の行為をここに承認し、確認し、かつ本委任状は日本法に準拠する旨同意する。

上記の証として、当社は 2005 年 4 月 18 日、本委任状に当社署名権限者アヴィ・ヴィッジャーをして当社の名において、当社に代って署名せしめた。

スタンフィールド・ファイナンシャル・インク

(署名) アヴィ・ヴィッジャー

アヴィ・ヴィッジャー

スタンフィールド・ファイナンシャル・インク

署名権限者